富士市公用車の広告に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富士市広告掲載に関する指針（平成２１年１月１日施行）及び富士市広告掲載に関する基準（平成２１年１月１日施行。以下「指針等」という。）に定めるもののほか、公用車へ掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　申込者　市長が募集する公用車へ掲載する広告について、申込みを希望する者をいう。

⑵　掲載者　広告を掲載することに決定した者をいう。

⑶　掲載料　掲載者が市に支払わなければならない広告料をいう。

（掲載者の募集方法）

第３条　掲載者の募集は、広報紙、市のウェブサイト等により行うものとする。

（広告の規格及び募集内容等）

第４条　掲載する広告の形状、寸法、材質、設置箇所、設置期間、募集期間、最低制限価格、掲載料の納入方法その他の詳細については、募集する施設又は所属が作成する募集要項によるものとする。

（広告掲載の申込み等）

第５条　申込者は、申込みの際、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　申込書（様式第１号）

⑵　掲載する広告のデザイン原稿（複数可）

⑶　申込者の事業概要が記載されたもの（様式第２号）

⑷　市税完納証明書（ただし、市税が賦課されていない場合を除く。）

⑸　その他市長が必要と認めた書類

２　市長に提出された書類は、いかなる場合も返還しない。

（申込内容の審査・決定等）

第６条　市長は、前条の規定による書面の提出があったときは、その内容を先着順に審査し、掲載する広告の適合又は不適合を決定するものとする。

２　前項に規定する適合又は不適合の結果については、書面（様式第３号）で申込者に通知するものとする。

（申込内容の修正）

第７条　市長は、前条第１項に規定する申込みの内容の審査の結果、その内容に修正すべき箇所があると認めるときは、その修正を申込者に求めることができる。

２　申込者は、前項の求めがあった場合において申込みの内容に修正すべき箇所があると認めるときは、その内容を修正しなければならない。

（契約の締結）

第８条　契約は、市長と掲載者との間で締結するものとする。

２　掲載料の額その他の詳細については、別途定めるものとする。

（掲載する広告の製作、維持管理等）

第９条　掲載する広告の製作及び設置並びに交換等の維持管理は、掲載者が行うものとする。

２　前項に規定する行為に要する費用は、掲載者が負担するものとする。

３　経年及び自然由来による広告物の劣化については、掲載者が対応するものとする。

（広告デザイン等の変更）

第10条　掲載者が掲載する広告のデザイン等を変更しようとするときは、あらかじめ書面（様式４号）で市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による書面の提出があったときは、市の審査を経て適合又は不適合を決定するものとする。

３　市長は、前項の規定による適合又は不適合の結果を書面（様式５号）で掲載者に通知するものとする。

（設置場所の原状回復）

第11条　契約期間が終了したときは、掲載者は、広告を撤去し、設置箇所の原状回復を行わなければならない。

（契約の解除）

第12条　市長は、指針等に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約解除通知（様式第６号）の発送をもって契約を解除し、掲載者に広告を撤去させることができる。

⑴　この要領に違反したとき又はその是正の求めに応じないとき若しくはその求めに応じる見込みがないとき。

⑵　第８条第１項の契約の履行がないとき。

⑶　掲載者から、契約解除の申出があったとき。

（やむを得ない事由による広告の一時的な掲示の中止）

第13条　市長は、業務上の事由及びその他の事情で、やむを得ず広告を掲載することが不適当と判断したときは、一時的に広告の掲載を中止することができる。

２　前項の場合、広告掲載料の還付については、掲載中止期間が日数換算で延べ１日以上となるときは、掲載料をもとに日割りにより算出された額から１千円未満切捨てた金額を、契約期間が満了した後、掲載者の書面（様式第７号）による請求に基づき還付するものとする。

（疑義が生じた際の協議）

第14条　掲載する広告に関し疑義が生じた事項については、法令（市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、双方協議の上、解決するものとする。

（委任）

第15条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成29年10月１日から施行する。

この要領は、平成30年２月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

富士市公用車広告掲載申込書

年　　月　　日

（あて先）富士市長

法人その他の団体にあっては、

住　所

その主たる事務所の所在地

申　込　者

法人その他の団体にあっては、

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

その名称及び代表者の氏名

富士市広用車の広告に関する取扱い要領第５条に基づき、必要書類を添えて、下記のとおり申込みます。

なお、申込みに当っては、富士市広告掲載に関する指針、富士市広告掲載に関する基準及び富士市公用車の広告に関する取扱い要領を遵守いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望車両 | 募集番号 | |
| 金額 | 円（１台２４，０００円　×　　　　台） | |
| 掲載希望期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 | |
| 広告の内容 | 添付原稿のとおり | |
| 添付書類 | □　法人その他の団体又は個人事業主の概要（様式第２号）  □　掲載する広告のデザイン原稿及びその内容を説明したもの  □　市税完納証明 | |
| 担当者連絡先 | 担当部署名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| その他 |  | |

様式第２号（第５条関係）

法人その他の団体又は個人事業主の概要

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | | |
| 名称 |  | | |
| 所在地 |  | 電話  番号 |  |
| 代表者氏名  （団体の場合） |  | FAX |  |
| 設立目的 |  | | |
| 沿革 |  | | |
| 業務内容 |  | | |

備考

資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写しも併せて提出して下さい。

様式第３号（第６条関係）

富士市公用車掲載広告適合・不適合通知書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

富士市長　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付けで申込みのありました富士市が管理する公用車への掲載広告の内容について、下記のとおり通知します。

なお、適合の方は、同封の富士市公用車広告掲載契約書（２通）の掲載者欄に署名捺印の上、下記連絡先まで掲載する広告物とともにご持参ください。

記

１　審査結果　　　適合　・　不適合

２　適合または不適合の理由

３　対象車両

　４　掲載料

　５　掲載期間

６　連絡先

〒４１７－８６０１

静岡県富士市永田町１丁目１００番地

富士市役所　財政部　資産経営課（市庁舎７階南側）

電話（０５４５）５５－２９８８

様式第４号（第10条関係）

富士市公用車広告デザイン等変更申請書

年　　月　　日

（あて先）富士市長

法人その他の団体にあっては、

住　所

その主たる事務所の所在地

届　出　者

法人その他の団体にあっては、

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

その名称及び代表者の氏名

富士市公用車の広告に関する取扱い要領第10条第１項に基づき、下記のとおり申請をいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更項目 | □　広告の差し替え  □　富士市公用車広告掲載申込書等の記載内容の変更  （注）該当する項目にレ点を付けてください。 |
| 変更内容 | （変更前） |
| （変更後） |

様式第５号（第10条関係）

富士市公用車広告デザイン等変更適合・不適合通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

富士市長　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付けで申込みのありました富士市公用車広告デザイン等変更申請書の内容について、下記のとおり通知します。

記

１　審査結果　　　適合　・　不適合

２　適合または不適合の理由

【問合せ先】

富士市役所　財政部　資産経営課（市庁舎７階南側）

電話（０５４５）５５－２９８８

様式第６号（第12条関係）

富士市公用車広告掲載に関する契約解除通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

富士市長　　　　　　　　　　　　　　　㊞

富士市が管理する公用車への広告掲載の契約について、下記の通り契約を解除しますので通知します。

記

１　契約解除日

２　契約解除の理由

【問合せ先】

富士市役所　財政部　資産経営課（市庁舎７階南側）

電話（０５４５）５５－２９８８

様式第７号（第13条関係）

富士市公用車広告掲載料還付申請書

年　　月　　日

（あて先）富士市長

法人その他の団体にあっては、

住　所

その主たる事務所の所在地

申　請　者

法人その他の団体にあっては、

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

その名称及び代表者の氏名

掲載料について、富士市公用車の広告に関する取扱い要領第１３条第２項に基づき、下記のとおり還付請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 還付請求日数 | 延　　　　　　日 |
| 請求金額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 振込口座 | 銀行  金庫　　　　　　　　　　　　　　　本店・支店  農業協同組合 |
| 預金種目　　　　　１　普通　　　　　　　　２　当座 |
| 支店番号　　　　　　　　　　口座番号 |
| （フリガナ）  口座名義人 |